

## 理由

関税率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、輸出されようとする貨物が育成者権を侵害する物品に該当するか否かを認定する手続等を定めるとともに、輸入されようとする貨物が特許権を侵害する物品等に該当するか否かを認定する手続等について関税率法施行令の規定を削除して関税法施行令に定めるほか、旭川空港の税関空港への指定その他所要の改正を行う必要があるからである。